

情報
最前線

市役所への
お問い合わせ先

- 西条市庁舎
TEL0897-56-5151
- 東予総合支所
TEL0898-64-2700
- 丹原総合支所
TEL0898-68-7300
- 小松総合支所
TEL0898-72-2111

お知らせ



介護保険施設利用時の
食費と居住費を減額します

市民税が非課税の世帯や一定の条件に該当する方は、申請をして介護保険負担限度額認定証の交付を受けると、介護保険施設利用時の食費と居住費が一部減額されます。現在、入所中で該当する方は申請をしてください。すでに認定証を持っている方も、平成18年6月30日が有効期限となりますので、7月31日(月)までに申請をしてください。

■対象となる介護保険施設
○介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

○介護老人保健施設
○介護療養型医療施設

- ショートステイ
- 申請に必要なもの
- 介護保険被保険者証
- 介護保険負担限度額認定証
- ※認定証は持っている方。
- 申請先
- 市庁舎別館高齢介護課
- 介護認定給付係

(内線2347)

- 東予総合支所福祉課
- 高齡介護係 (内線134)
- 丹原総合支所福祉課
- 高齡介護係 (内線281)
- 小松総合支所福祉課
- 高齡介護係 (内線123)

入院時の食事代を減額する
減額認定証を交付します

国民健康保険加入者、老人保健適用(該当)者で、住民税が非課税の世帯や一定の条件に該当する方は、申請をして減額認定証の交付を受ける

▼入院時食事代の自己負担額(1食当たり)▼

■国民健康保険加入者(老人保健適用者を除く)

区 分		負担額
A	B・C以外の方	260円
B	世帯主と加入者全員が住民税非課税の世帯の方、または平成17年1月1日現在65歳以上であり、合計所得金額が125万円以下の世帯で非課税の方	90日までの入院 210円
		90日を超える入院 160円
C	70歳以上であり、世帯主と加入者全員が住民税非課税で、その世帯の加入者全員の総所得額が0円になる方	100円

■老人保健適用者

区 分		負担額
D	住民税課税世帯の方	260円
E	世帯の全員が住民税非課税である方	90日までの入院 210円
		90日を超える入院 160円
F	世帯の全員が住民税非課税であり、各種収入などから必要経費・控除を差し引いた所得が0円になる世帯の方	100円

※B・C・E・Fに該当する方は、減額認定証を入院の際に医療機関の窓口で提示することで、表の負担額になります。

と、入院時の食事代が減額されます。

認定証は申請をした月の初日から有効となります。申請月以前の食事代は対象となりませんので、認定証が必要の方は早めに申請をしてください。すでに減額認定証の交付を受けた方も、平成18年7月31日が有効期限となりますので、7月24日(月)以降早めに更新の申請をしてください。

■申請に必要なもの

- 印鑑
- 減額認定証(すでに交付を受けている方)
- 国民健康保険加入者は、国民健康保険証
- 老人保健適用者は、老人医療保険証

療養給付者証と加入している保険証

○申請日から過去1年間で、入院日数が90日を超える方は、入院日数を確認できる領収書

○今年の1月2日以降に転入した方は、前住所地で発行された住民非課税証明書

■申請先

- 市庁舎本館国保医療課 国保係 (内線2433)
- 市庁舎本館国保医療課 医療係 (内線2434)
- 東予総合支所民生生活課 市民保険係 (内線153)
- 丹原総合支所市民生活課 市民保険係 (内線208)
- 小松総合支所市民生活課 市民保険係 (内線135)

2011年7月24日までにアナログテレビ放送は終了します

地上デジタルテレビ放送は、2003年12月から関東・中京・近畿の一部で開始され、今年末までには、すべての都道府県所在地で放送が開始されます。

地上デジタルテレビ放送への完全移行に伴い、地上アナログテレビ放送は、2011(平成23)年7月24日までに終了します。

地上デジタルテレビ放送を視聴するには、

- ①対応テレビに買い換える
- ②デジタルチューナーを買い足す
- ③ケーブルテレビに契約するなどの方法があります。

受信相談

総務省地上デジタルテレビジョン放送
受信相談センター TEL0570-07-0101

詳しくは

(社)地上デジタル放送推進協会
URL <http://www.d-pa.org>